日調連発第２９６号
平成２９年２月１６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、鹿児島会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

いちき串木野市（鹿児島県）　　平成２９年３月１日から

鹿調発第２０４号
平成２９年2月１３日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　千年　殿

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　桐原　茂太

「鹿児島県いちき串木野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

平素より，本会の会務運営につきましては，特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，標記制度が鹿児島県いちき串木野市において，平成２９年３月１日より別紙のとおり開始される旨の通知がありましたので，お知らせします。

い串市第９４６号
平成２８年２月１０日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　桐　原　茂　太　　様

いちき串木野市長　田　畑　誠　一

「いちき串木野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

残寒の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は、本市市政の推進ならびに戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本市では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止・防止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださるようよろしくお願い申しあげます。

記

１．制度実施日　　平成２９年３月１日

２．制度概要　　別紙のとおり



【お問合せ先】
いちき串木野市　市民課　市民係
いちき串木野市昭和通１３３番地１
電話（０９９６）３３－５６１１(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

別　紙

「いちき串木野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写し又は戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに、不正取得による個人の権利侵害の防止を図ろうとするもの。

１．実施日　　平成２９年３月１日（事前登録申請受付開始）

２．制度利用の手続き等

(1)　制度利用希望者

事前登録申請が必要

※いちき串木野市に住民登録又は本籍のある方が申請可

(2)　登録期間

登録日から２年経過後の７月末日まで

(3)　受付窓口

本庁市民課、市来支所市民課

（※通知書発送業務は本庁のみ）

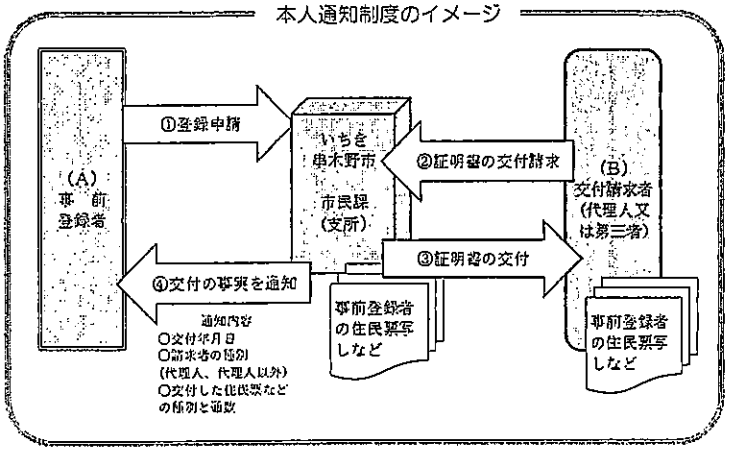

３．通知の対象となる証明書の種類

①住民票の写し

②住民票記載事項証明書

③戸籍の附票

④戸籍謄抄本

⑤戸籍記載事項証明書

⑥戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書

⑦戸籍一部事項証明書

４．本人への通知

(1) 時期　　証明書を交付した月の翌月末

(2) 内容　　①交付年月日　②請求者の種別　③交付した証明書の種別　④交付通数

５．周知、広報

(1) 「広報いちき串木野　お知らせ版」平成 29 年３月６日号に掲載予定

(2) 本市ホームページへの記事掲載（平成 29 年２月中旬以降を予定）

(3) 本市市民課、支所市民課の受付窓口にチラシ配置